

詐欺にご注意!! 「法務省管轄支局」を名乗る 「総合消費料金」の請求はかきは無視

今年4月から、「法務省管轄支局民事訴訟管理センター」を名乗る機関から女性をターゲットに架空請求ハガキが届く相談が急増しています。11月だけで12件の相談がありました。また、このハガキを受け取った相談者には還付金詐欺の予兆電話がかかっています。

【相談事例】士別市 60歳代 女性
「総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」というタイトルのハガキが届いた。過去に利用した業者への未払いがあるため、民事訴訟の手続きに入るといふ。裁判取り下げ最終期日が記載されており、取り下げの連絡をしなければ給料差し押さえ等強制的に履行するとある。そして、最後にプライバシー保護のため本人から連絡することと書かれているが連絡すべきか。

総合消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、ないしは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。管理番号(ク)475 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。尚、ご連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち合いの元、給料差し押さえ及び、強制執行、不動産物の差し押さえを強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただくようお願い致します。

裁判取り下げなどのご相談に關しましては当届にて受け回っておりますので、職員までお問合せ下さい。

尚、書面での送達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成29年6月1日

法務省管轄支局 民事訴訟管理センター
東京都千代田区 [REDACTED]
取り下げ等のお問合せ窓口 03-[REDACTED]
受付時間 9:00~20:00(日、祝日除く)

送付されているハガキ(見本)

【ひとこと助言】

- 相談者が、お問合せ窓口へ電話をすると、弁護士に連絡するよう別の電話番号を伝えられます。その弁護士に連絡をすると、コンビニでプリペイドカードを購入するよう指示され、購入した券面の番号を電話で伝えると、再度高額な未納料金の支払いを要求されます。
- 「取り下げ最終期日」が記載されていますが、ハガキが届いた翌日あるいは翌々日と設定期間が短く、冷静な判断力を失わさせ、誰かに相談する時間を与えない手口です。絶対相手に連絡しないようにしましょう。なお、相手先や電話番号が多少異なっても同様のハガキは全て架空請求です。
- 実際に訴訟への移行が予定されている場合、あらかじめ書面(封書)による通知がなされるのが一般的です。このようなハガキが届いたら下記消費生活センターにご連絡下さい。

消費生活相談専用ダイヤル (0165)23-3820

事業者と消費者間の契約に関するトラブルや、消費生活で悩んでいる方専用

●午前8時30分～午後5時15分

【土・日・祝日・年末年始休みは12月30日～1月8日】